

提出された案件は次のとおり

日程第1 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（専決第3号 町税条例の一部を改正する条例）

日程第2 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（専決第4号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第3 同意第4号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第4 同意第5号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第5 同意第6号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第6 同意第7号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第7 同意第8号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第8 同意第9号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第9 同意第10号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第10 同意第11号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第11 同意第12号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第12 同意第13号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第13 同意第14号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第14 同意第15号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第15 同意第16号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第16 同意第17号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第17 同意第18号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第18 議案第26号 工事請負契約の締結について

（令和8年度宇美東中学校校舎B棟トイレ改修工事）

日程第19 議案第27号 工事請負契約の締結について

（令和8年度中学校2校体育館空調設備設置工事）

日程第20 議案第28号 工事請負契約の締結について

（令和7・8年度中央公民館大ホール舞台照明設備LED化改修工事）

日程第21 議案第29号 宇美町特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の

一部を改正する条例について

日程第 2 2 議案第 3 0 号 宇美町特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例及び宇美町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 3 議案第 3 1 号 令和 8 年度宇美町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 4 報告第 1 号 債権放棄の報告について

本日の会議に付した事件

日程第 1 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
（専決第 3 号 町税条例の一部を改正する条例）

日程第 2 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
（専決第 4 号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 3 同意第 4 号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 4 同意第 5 号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第 5 同意第 6 号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第 6 同意第 7 号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第 7 同意第 8 号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第 8 同意第 9 号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第 9 同意第 1 0 号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第 1 0 同意第 1 1 号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第 1 1 同意第 1 2 号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第 1 2 同意第 1 3 号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第 1 3 同意第 1 4 号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第 1 4 同意第 1 5 号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第 1 5 同意第 1 6 号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第 1 6 同意第 1 7 号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第 1 7 同意第 1 8 号 宇美町農業委員会委員の任命について

日程第 1 8 議案第 2 6 号 工事請負契約の締結について
（令和 8 年度宇美東中学校校舎 B 棟トイレ改修工事）

日程第 1 9 議案第 2 7 号 工事請負契約の締結について
（令和 8 年度中学校 2 校体育館空調設備設置工事）

日程第 2 0 議案第 2 8 号 工事請負契約の締結について
（令和 7 ・ 8 年度中央公民館大ホール舞台照明設備 L E D 化改修

工事)

日程第 2 1 議案第 2 9 号 宇美町特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 2 議案第 3 0 号 宇美町特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例及び宇美町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 3 議案第 3 1 号 令和 8 年度宇美町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 4 報告第 1 号 債権放棄の報告について

出席議員（12 名）

1 番 小林 孝昭	2 番 安川 禎幸
3 番 丸山 康夫	4 番 平野 龍彦
5 番 安川 繁典	6 番 藤木 泰
7 番 飛賀 貴夫	8 番 鳴海 圭矢
9 番 古賀ひろ子	10 番 白水 英至
11 番 高橋 紳章	12 番 黒川 悟

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 松田 好弘

書記 園 麻友

説明のため出席した者の職氏名

町長	安川 茂伸	副町長	原田 和幸
副町長	一木 孝敏	教育長	折居 邦成
総務課長	村上 浩一	地域コミュニティ課長	藤木 義和
シティプロモーション課長	竹下 健一	企画財政課長	矢野 量久
税務課長	田口 嘉輝	会計課長	大神 隆史
住民課長	野田 幸二	健康課長	水野 治也
福祉課長	工藤 寿子	環境課長	石川 和男
管財課長	添田 勝春	都市整備課長	前田 友博
上下水道課長	松永 豊	学校教育課長	藤崎 賢

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第2号を表示しておりますので、御確認ください。

○議長（黒川 悟）

改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1．承認第2号

○議長（黒川 悟）

日程第1、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝）

それでは、承認第2号につきまして、税務課から御説明いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に町税条例の一部を改正する必要が生じ、令和8年3月31日に町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものでございます。

この町税条例は、地方税法に準拠して昭和26年に公布いたしております。今回、上位法であります地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に参議院本会議にて可決し、同日の3月31日公布、一部を除き、4月1日に施行となりましたことから、町税条例の一部を早急に改正する必要が生じましたが、町議会を招集し、議決をいただく時間的余裕がなかったため、専決処분을させていただいたところでございます。

次の2ページが、専決処分書でございます。

次3ページからが、町税条例の一部を改正する条例の改正文でございます。3ページから12ページまでとなっております。

13ページをお願いいたします。

町税条例新旧対照表でございます。表の左側が改正案、右側が現行の条文で、アンダーライン

の部分が改正された箇所となります。13ページから51ページまでとなっております。

それでは、52ページをお願いいたします。

参考資料の町税条例の一部を改正する条例の概要、こちらで内容の御説明をさせていただきます。

まず、個人住民税については、各種控除額の見直しで主に3点ございます。

給与所得控除の見直しで、給与所得控除の最低保障額を現行65万円から74万円へ9万円の引上げ。ひとり親控除の引上げは、控除額を現行の30万円から33万円へ3万円引上げ。ふるさと納税制度の見直しは、特例控除について給与収入で1億円に相当する193万円を上限として新たに設定するものです。寄附額としては438万円に相当しますが、寄附額に上限を設けるものではなく、ふるさと納税に関する控除のうちの特例控除に上限が設定されるもので、基本分の控除は適用されます。

次に、固定資産税についてです。負担軽減措置の拡充・延長で5点ございます。

新築住宅に係る特例措置では、床面積要件の下限を現行の50平方メートル以上から40平方メートル以上に引き下げるとともに、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件の見直しを行った上で、適用期限を5年延長。バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置では、対象を特別特定建築物全般に広げ、適用期限を3年延長。再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置では、ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備に係る特例率を拡充するなど重点化を図った上、適用期限を3年延長。物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置では、対象を中継輸送機能等を有し、広く共同利用可能な物流拠点施設とした上、適用期限を2年延長。令和6年能登半島地震に係る特例措置では、現行の適用期間終了後も被災者支援を継続するため、適用期限を2年延長となっております。

次に、軽自動車税についてです。

環境性能割の廃止で、米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減・簡素化するため、令和7年度末をもって環境性能割を廃止するものです。廃止に伴う減収分につきましては、税制改正大綱において安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当することとされています。また、この環境性能割の廃止に伴って、これまで種別割とされていたものを軽自動車税とする改正を行っております。

その他の内容につきましては、53ページから59ページにかけまして条文ごとの改正概要と施行日等を添付いたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。8番、鳴海議員。

○議員（8番 鳴海圭矢）

8番、鳴海です。軽自動車税で環境性能割の廃止ということが今回設けられております。これは、買う側からすればこれまで賦課されていた環境割というのがなくなるわけですから値段が安くなった分買いやすくなるというメリットは確かにありますが、しかし視点を変えてみると、そもそもなぜこの環境割が作られたのかというと、燃費の性能によって環境割をつけることによって比較的燃費性能がいいものをユーザーが選びやすくなるという、こういうことによって排気ガスの排出を減らして環境に対する負荷を減らしていこう、こういう目的があったのではないかなというふうに私は理解しておりますが、今回その環境割が廃止されるということで、これが結果的に自動車の排出ガスを増加させて、ひいては二酸化炭素の増量を招く結果になりはしないかと。政府がこれまで進めてきた環境に対する負荷を減らすというこれまでの方針に逆行していくことになるのではないかとということを私は感じているわけですが、そのことについて何か説明はあったんでしょうか。

○議長（黒川 悟）

田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝）

環境性能割という部分での、その環境に配慮した自動車の普及という面では、途中ではあるかとは思いますが、ある程度の成果が得られているというところの部分の考慮されてというところでは聞いておりますけれども、詳しくこれだけの成果があったからというところまでは把握しておりません。

○議長（黒川 悟）

8番、鳴海議員。

○議員（8番 鳴海圭矢）

ちょっとなかなか答えにくい質問だったかなとは思いますが。環境割が唯一無二の環境対策というわけではないので、ほかにも二酸化炭素を減らす方法というのはいろいろ考えられると思いますので、環境割は廃止されますけれども、それ以外の方法でこれに代わる二酸化炭素削減の方法を今後考えていかなければならないのかなと思います。

宇美町はゼロカーボンシティうみというのを掲げているわけですから、今後この環境割が廃止されることによって今後さらなるCO₂削減の努力が求められていくのだ、このことを私は一言言っておきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第2．承認第3号

○議長（黒川 悟）

日程第2、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

それでは、承認第3号について御説明いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めるものです。

提案理由は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、緊急に宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、令和8年3月31日に宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものです。

今回の改正につきましては、上位法であります地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に参議院本会議にて可決し、同日公布、4月1日施行となりましたことから、宇美町国民健康保険税条例の一部を早急に改正する必要が生じました。しかしながら、町議会を招集するいとまがなかったため、専決処分をさせていただいたところでございます。

議案の2ページが専決処分書、3ページが宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の本文、4ページから5ページが新旧対照表、6ページが改正資料となっています。

内容につきましては、この改正資料にて御説明いたします。

初めに、条例改正の目的ですが、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準額を見直すこと等により、被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るものです。

次に、改正の概要ですが、まず（１）課税限度額の改正です。

課税限度額は、国の方針として高所得者に応分の負担を求め、負担感が重いと言われる中間所得層に配慮するため段階的に引き上げられています。今回の改正では、地方税法施行令の改正に合わせて、保険税の医療保険分に係る課税限度額の改正と、令和８年度から新たに創設された子ども・子育て支援納付金分を追加します。

改正の内容は表の黄色塗りの箇所ですが、医療保険分を６６万円から６７万円に引上げ、子ども・子育て支援納付金分を３万円設定し、全体で１１３万円とするものです。

次に、（２）の軽減判定所得基準額の改正です。

経済の動向を踏まえて軽減判定所得の算定基準額を引き上げることで、これまで軽減の対象であった世帯が軽減の対象から外れないように見直されたものです。今回の改正では、地方税法施行令の改正に合わせて５割軽減と２割軽減の判定基準を改正します。

改正の内容は表の黄色塗りの箇所ですが、５割軽減は改正前が３０万５,０００円であったものを改正後は３１万円に、２割軽減は５６万円から５７万円に引き上げます。

最後に（３）施行期日です。

施行日は、令和８年４月１日としております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、承認いただきますようお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。８番、鳴海議員。

○議員（８番 鳴海圭矢）

私は、本案に反対の立場から討論をいたします。

今回は課税限度額を全体で１１３万、従来より４万円引き上げるという内容ですけれども、この課税限度額の引上げというのは過去何度も繰り返されてきました。しかし、国民健康保険というのはそもそも加入者の全体の所得が低い。そして、平均年齢が高くて医療が必要な人ほど医

療費が多くかかるという構造的な問題を抱えております。だから、どうしても赤字にならざるを得ないという、こういう構造を持っているわけなのですが、これを解決するのはどうしたらいいのかと。課税限度額の引上げでは、私は解決しないと思います。

ここは、やはり国庫負担が減らされてきた経緯を踏まえて、国費の投入こそが必要である。これこそが、国保の赤字を解消する最も有効な解決方法であるということを私は訴えまして、反対討論といたします。

○議長（黒川 悟）

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

2番、安川です。賛成の立場で討論させていただきます。

6月になったら毎年、国民健康保険税の課税の通知が参りまして、今年もうちにも参りました。またたくさん課税していただいております。この毎年引き上げられます、先ほど鳴海議員がおっしゃっていた限度額ですけど、もともとのこの目的というのは社会保険と国民健康保険の格差というか、財政的な差を埋めるために行われている措置でございます。また、今回また限度額の引上げなされていますが、中・低所得者層については軽減措置などがきちんとされているところ。何よりも国保の財源確保には必要なことと、いつも言いますけれども、やはり国民の国民皆保険制度を維持するためには必要な措置でございます。

したがって、賛成というふうに言わせていただきます。

○議長（黒川 悟）

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立多数です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第3. 同意第4号

○議長（黒川 悟）

日程第3、同意第4号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。村上総務課長。

○総務課長（村上浩一）

失礼いたします。同意第4号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明いたします。

本件は、宇美町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

氏名は尾方伸一氏、住所、生年月日は記載のとおりです。

提案理由でございますが、尾方伸一氏の任期が令和8年6月30日をもって満了することに伴い、同氏を再任することについて地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

2ページに、参考資料1として候補者の略歴を添付しております。

また、3ページ、参考資料2には上段に地方税法の関連条文を、下段に現在の委員名簿を掲載しております。

委員の定数は、地方税法第423条第2項の規定に基づき、町税条例第78条において3名と定めております。選任に当たっては、地方税法第423条第3項の規定により、町税等の納税義務を有する者などのうちから議会の同意を得て選任するものでございます。

なお、委員の任期は、地方税法第423条第6項の規定により3年と定められております。本日同意をいただけますと、尾方伸一氏の任期は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までとなります。

以上、御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりました。

これから同意第4号 宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

日程第4. 同意第5号

日程第5. 同意第6号

日程第6. 同意第7号

日程第7. 同意第8号

日程第8. 同意第9号

日程第9. 同意第10号

日程第10. 同意第11号

日程第11. 同意第12号

日程第12. 同意第13号

日程第13. 同意第14号

日程第14. 同意第15号

日程第15. 同意第16号

日程第16. 同意第17号

○議長（黒川 悟）

日程第4、同意第5号 宇美町農業委員会委員の任命についてから、日程第16、同意第17号 宇美町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田都市整備課長。

○都市整備課長（前田友博）

失礼いたします。それでは、同意第5号 宇美町農業委員会委員の任命について御説明させていただきます。

同意第5号から同意第18号までの宇美町農業委員会委員の任命についての同意案件につきましては、令和8年7月19日をもって現在の農業委員会委員全員の任期が満了となることに伴いまして、新たに14名を農業委員として任命するもので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、まず初めに同意第5号から同意第17号までの宇美町農業委員会委員の任命について一括して御説明させていただきます。なお、人事案件でございますので氏名のみを発言させていただきます、住所、生年月日、公職歴等、推薦者につきましては記載のとおりとさせていただきますので、御参照のほどよろしくお願いいたします。

同意第5号 宇美町農業委員会委員の任命について。

宇美町農業委員会委員に次の者を任命する。令和8年6月12日提出、宇美町長安川茂伸。

氏名、森尾俊久。

提案理由ですが、宇美町農業委員会委員の任期が令和8年7月19日で満了することに伴い、森尾俊久氏を宇美町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条

第1項の規定により、議会への同意を求めるものでございます。

次の2ページに、参考資料1として森尾俊久氏の公職歴等及び推薦者を記載しておりますので、御参照願います。

また、次の3ページには参考資料2として、農業委員会等に関する法律の抜粋と宇美町農業委員会委員候補者一覧の名簿を掲載いたしております。委員の任期は3年となっており、同意が得られますと、新しい委員の任期は令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間となります。

次に、同意第6号から同意第17号までにつきましては、同意番号と氏名のみを読み上げさせていただきます。2ページ、3ページの参考資料につきましては御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、同意第6号をお願いいたします。

同意第6号、氏名、中西敏彦。2ページの参考資料1に、中西敏彦氏の公職歴等を記載いたしております。

続きまして、同意第7号をお願いいたします。

同意第7号、氏名、神武秀直。2ページの参考資料1に、神武秀直氏の公職歴等を記載いたしております。

続きまして、同意第8号をお願いいたします。

同意第8号、氏名、世利哲昭。2ページの参考資料1に、世利哲昭氏の公職歴等を記載いたしております。

続きまして、同意第9号をお願いいたします。

同意第9号、氏名、南里弘人。2ページの参考資料1に、南里弘人氏の公職歴等を記載いたしております。

続きまして、同意第10号をお願いいたします。

同意第10号、氏名、小林耕治。2ページの参考資料1に、小林耕治氏の公職歴等を記載いたしております。

続きまして、同意第11号をお願いいたします。

同意第11号、氏名、杉野清治。2ページの参考資料1に、杉野清治氏の公職歴等を記載いたしております。

続きまして、同意第12号をお願いいたします。

同意第12号、氏名、藤木和則。2ページの参考資料1に、藤木和則氏の公職歴等を記載いたしております。

続きまして、同意第13号をお願いいたします。

同意第13号、氏名、松田久幸。2ページの参考資料1に、松田久幸氏の公職歴等を記載いたしております。

続きまして、同意第14号をお願いいたします。

同意第14号、氏名、藤木忠幸。2ページの参考資料1に、藤木忠幸氏の公職歴等を記載いたしております。

続きまして、同意第15号をお願いいたします。

同意第15号、氏名、藤木恵子。2ページの参考資料1に、藤木恵子氏の公職歴等を記載いたしております。

続きまして、同意第16号をお願いいたします。

同意第16号、氏名、小園雄一。2ページの参考資料1に、小園雄一氏の公職歴等を記載いたしております。

続きまして、同意第17号をお願いいたします。

同意第17号、氏名、山元路子。2ページの参考資料1に、山元路子氏の公職歴等を記載いたしております。

なお、小園雄一氏と山元路子氏は、農業委員会等に関する法律第8条第6項において、委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと定められていることから、この規定を適用させていただいております。

以上、13名につきまして議会への議決を求めるものでございます。御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、採決に入ります。

念のために申し上げます。ここからの採決は、それぞれの議案ごとに起立によって行います。

これから同意第5号 宇美町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

次に、同意第6号 宇美町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

次に、同意第7号 宇美町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、同意7号は同意することに決定しました。

次に、同意第8号 宇美町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、同意8号は同意することに決定しました。

次に、同意第9号 宇美町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

次に、同意第10号 宇美町農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、同意第10号は同意することに決定しました。

次に、同意第11号 宇美町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、同意第11号は同意することに決定しました。

次に、同意第12号 宇美町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、同意第12号は同意することに決定しました。

次に、同意第13号 宇美町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、同意第１３号は同意することに決定しました。

次に、同意第１４号 宇美町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、同意第１４号は同意することに決定しました。

次に、同意第１５号 宇美町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、同意第１５号は同意することに決定しました。

次に、同意第１６号 宇美町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、同意第１６号は同意することに決定しました。

次に、同意第１７号 宇美町農業委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、同意第１７号は同意することに決定しました。

日程第１７．同意第１８号

○議長（黒川 悟）

次に、日程第１７、同意第１８号 宇美町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

地方自治法第１１７条の規定によって除斥に該当すると認められますので、２番、安川議員の退場を求めます。

〔２番 安川禎幸議員 退場〕

○議長（黒川 悟）

提案理由の説明を求めます。前田都市整備課長。

○都市整備課長（前田友博）

失礼いたします。それでは、同意第18号 宇美町農業委員会委員の任命について御説明いたします。

宇美町農業委員会委員に次の者を任命する。令和8年6月12日提出、宇美町長安川茂伸。

氏名、安川禎幸。

提案理由ですが、宇美町農業委員会委員の任期が令和8年7月19日で満了することに伴い、安川禎幸氏を宇美町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次の2ページに、参考資料1として安川禎幸氏の公職歴等及び推薦者を記載しておりますので、御参照願います。

また、次の3ページには参考資料2として、農業委員会等に関する法律の抜粋と宇美町農業委員会委員候補者一覧の名簿を掲載いたしております。

委員の任期は3年となっており、同意が得られますと、新しい委員の任期は令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間となります。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、採決に入ります。

この採決は起立によって行います。同意第18号 宇美町農業委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、同意第18号は同意することに決定しました。

2番、安川議員の除斥を解きます。

〔2番 安川禎幸議員 入場〕

日程第18．議案第26号

○議長（黒川 悟）

日程第18、議案第26号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤崎学校教育課長。

○学校教育課長（藤崎 賢）

失礼いたします。議案第26号 工事請負契約の締結について。

令和8年度宇美東中学校校舎B棟トイレ改修工事について、次のように工事請負契約を締結す

るものとする。令和8年6月12日提出、宇美町長安川茂伸。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町若草二丁目1番1号。

2、請負契約額、1億1,418万円。

3、工事請負人、住所または所在地、福岡県糟屋郡宇美町貴船一丁目3番8号。氏名又は名称、西村建設株式会社宇美営業所。代表者資格氏名、所長西村さち子。

提案理由ですが、令和8年度宇美東中学校校舎B棟トイレ改修工事の施工に伴い、令和8年5月14日に指名競争入札を執行し工事請負人を定めたので、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

4ページ、参考資料2を御覧ください。

今回のトイレ改修は、4ページにお示ししておりますとおりB棟、体育館側校舎におけるトイレ改修を実施いたします。

2ページ、参考資料1を御覧ください。

1の工事概要です。

生徒用のトイレとしてB棟の1階から4階、男女各1か所の計8か所。職員用トイレとしてB棟2階、男女各1か所、計2か所。多目的トイレとしてB棟1階の1か所。合計で11か所の改修をいたします。改修内容といたしましては、建築工事一式、電気設備工事一式、そして機械設備工事一式としてトイレ本体及び手洗器の改修設置を実施することとしています。設置台数は、記載のとおりです。

5ページ、参考資料3を御覧ください。

上段部分は、1階平面図を示しています。生徒用トイレは職員玄関入ってすぐの場所にありますが、1階から4階までの同様の場所にあり、その全てを改修します。多目的トイレは、1階にある倉庫を改修して設置します。5ページ下段は、2階平面図となります。職員室前にある職員用トイレの改修を行います。

6ページ、参考資料4を御覧ください。

生徒用トイレについて、上段に改修前、下段に改修後を掲載しています。和式トイレは、全て洋式化いたします。

7ページ、参考資料5を御覧ください。

こちらは、1階に設置する多目的トイレの平面図を示しています。災害時の避難所として体育館を活用することを想定し、オストメイトを1基設置いたします。

2ページの参考資料1にお戻りください。

2の予定価格、3の最低制限価格、4の落札率につきましては、記載のとおりとなっております。

す。5の工期につきましては、契約の効力の発生の日から令和9年2月26日までを予定しております。

3ページを御覧ください。

6の指名競争入札の参加者は、記載の9者となっております。この工事の指名については、特定建設業の許可を有する町内業者2者に加え、粕屋建設協会の会員の中から今回の会員の工事と同規模の工事実績がある7者に加え、計9者で指名競争入札を実施。5月21日に仮契約を行っているところでございます。

工期も長くなりますので、契約締結後は工事業者と綿密な協議を行い、また宇美東中学校とも綿密な打合せを実施しながら、特に生徒の安全面を考慮して工事を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

3番、丸山康夫です。2ページの一番下、工期のことが書いてあるんですね、2月の26日までの工期になっています。通常こうした工事というのは長期休業期間中、例えば夏休みの間に集中して行っていくとか、そういったことを工夫していただけると、生徒たちも早期にきれいになったトイレで用が足せるようになるんじゃないかなと思ってますけれども、何でこんなに長期の工期が必要なのか。

それと、やはりなるべく早く実施していただいて、さっきも言ったように、使いやすいきれいなトイレで早く完成させていただきたいと願ってるんです。その辺りの回答を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（黒川 悟）

藤崎学校教育課長。

○学校教育課長（藤崎 賢）

トイレの今回の工事に関しましては、夏休みの間、長期休業期間中に実施できるところは実施したいというふうに考えておりますが、トイレを囲うブース自体の納期が多少ちょっと遅れているところもありますので、その辺りも含めて工期の設定はさせていただいております。

実際に音を出す工事等に関しましては、夏休みにできない分については土日を活用しながらなるべく早く実施できるようにしたいと思っています。

2月26日までの設定ということに関しましては、卒業式等には影響がないようにということでしておりますが、工事業者と打合せをしながら、できる限り早い完成をということで目指した

いというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒川 悟）

3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

工事箇所が幾つも分かれているんですよね。使えるようになったところは、どんどん先に開放していくんですか。使えるようにしていくんですか。その辺りの運用をお聞きしたいんですけど。

○議長（黒川 悟）

藤崎学校教育課長。

○学校教育課長（藤崎 賢）

使える部分に関しましては使えるようにしたいというふうに考えておりますが、現在のところちょっと工程の部分で明確なところがありませんので、その辺りは工事業者と打合せをしながら実施していきたいというふうに考えております。

○議長（黒川 悟）

3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

ぜひ、普通だったら全部の工事が完了して完了検査を行って使用開始になるんですけども、学校ですからトイレもほかの別棟に行かなくちゃいけないような事態になっていると思いますから、その辺りは創意工夫していただきながら、完了検査をできたところから前倒ししていったって早めに見えるような配慮をしていただきたいと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒川 悟）

答弁はいいですか。（発言する者あり）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから議案第26号 工事請負契約の締結についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時まで休憩に入ります。

10時49分休憩

.....

11時00分再開

○議長（黒川 悟）

休憩前に引き続き会議を再開します。

本定例会の採決について、7番、飛賀議員の表決は挙手で行うことといたします。

.....

日程第19. 議案第27号

○議長（黒川 悟）

日程第19、議案第27号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤崎学校教育課長。

○学校教育課長（藤崎 賢）

失礼いたします。議案第27号 工事請負契約の締結について。

令和8年度中学校2校体育館空調設備設置工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和8年6月12日提出、宇美町長安川茂伸。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目4番1号外。

2、請負契約額、2億6,706万6,800円。

3、工事請負人、住所または所在地、福岡県福岡市東区馬出一丁目32番13号。氏名または名称、株式会社筑豊冷機、代表者資格氏名、代表取締役入江正利。

提案理由ですが、令和8年度中学校2校体育館空調設備設置工事の施工に伴い、令和8年5月21日に指名競争入札を執行し工事請負人を定めたので、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2ページ、参考資料を御覧ください。

1の工事概要ですが、今回の設置工事では、機械設備工事として空調機器の設置を行います。宇美中学校体育館及び宇美東中学校体育館が対象施設となりますが、空調機器の台数として室内機を合計66台、室外機を合計12台、輻射式パネルを合計66台、ガスを貯蔵するバルクタンクを合計2台設置します。あわせて、建築工事、電気設備工事を実施することとしています。

2の予定価格、3の最低制限価格、4の落札率につきましては、記載のとおりとなっております。

す。5の工期につきましては、契約の効力の発生の日から令和9年3月26日までを予定しております。

3ページを御覧ください。

6の指名競争入札の参加者は、記載の9者となっております。この工事の指名については、特定建設業許可を有する町内業者1者に加えて、近隣市町において工事实績がある計9者での指名競争入札を実施、5月28日に仮契約を行っているところでございます。

工期も長くなりますので、契約締結後は工事業者と綿密な協議を行い、また宇美中学校、宇美東中学校とも綿密な打合せを実施しながら、特に生徒の安全面を考慮して工事を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

今回は、請負契約額2億6,706万6,800円についてお尋ねしたいと思います。これ最低制限価格での入札になったと思います。件数だけで結構です、最低制限価格で札入れした会社が何者あったのか回答していただけますか。

○議長（黒川 悟）

藤崎学校教育課長。

○学校教育課長（藤崎 賢）

今回、最低制限価格で入札した業者は2者でございます。

○議長（黒川 悟）

3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

分かりました。あともう1点お聞きしたいのが、今ナフサ不足とかいろいろ言われております。この機材がナフサが関係しているのかどうか分かりませんが、きちんと機材が納期内に確保できるのかどうか、その見通しについてお尋ねいたします。

○議長（黒川 悟）

藤崎学校教育課長。

○学校教育課長（藤崎 賢）

現在の見通しとしては、機材の確保については確保できるというふうに見ております。なお、室外機の納入期日がちょっと時間がかかるということです。今回3月26日までということにしている分に関しては、それを踏まえた上での工期の設定をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（黒川 悟）

3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

今回工期が3月の26日までと、実際夏の暑い時期も冬の寒い時期もこれ使えないんですよ。3月になってもう気候が穏やかになって、しばらくは設置しても使わないという状況が続くと思います。今回これでも致し方ないかなと思っています。

ただし、来年度あるいは再来年度こういったところの工期設定なんですけど、せっかく予算も確保して設計ももう出来上がっているという中で、本当は来年度また3校やるんですけど、夏に使えないと意味がないんですよ。この暑い時期に生徒の安全確保、命を守るために設置していると。また、災害が発生したときに避難所としてもしっかり活用できるように今回の事業をやるんですけれども。今回は致し方ないとしても来年以降の方針、もっと早く前倒しでしっかりやれないのかどうか、令和9年度の夏には、ほかの3校とかそういったものができないのかどうか。そこに向けて努力をするのかしないのか。そういったところをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（黒川 悟）

藤崎学校教育課長。

○学校教育課長（藤崎 賢）

来年度の実施する3校につきましては、現在設計の準備を今しているところでございます。設計期間が、今年度中で設計の委託が終わるということで計画をしているところでございます。それを踏まえまして、実際に工事の入札そして議決というふうに入っていくということでございますので、例年でいくと6月議会での議決というふうなスケジュールになるかなと思います。

そういった中で、実際に今年度もありますが、室外機の納入する期間がちょっと時間がかかっているという状況ですので、非常に夏休み期間で終わるとするのは厳しいかなと思いますが、なるべく早く終わるようなというスケジュールについては今後検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。9番、古賀議員。

○議員（9番 古賀ひろ子）

これ3月当初予算では、この2つの中学校の設置工事予算額3億9,692万4,000円というふうに予算化されておりますが、今回この予定価格、最低制限価格で請け負われたということで、ここはどのように乖離しているのか、説明をお願いします。

○議長（黒川 悟）

藤崎学校教育課長。

○学校教育課長（藤崎 賢）

金額に関しましては、設計を令和7年度末まで実施する中でその精査を行っておるところでございます。その設計額を基に予定価格、最低制限価格を設定し、その金額でということでやらせていただいているところです。

内容部分で、予算を計上する段階では精査できなかった部分もその辺りで精査ができているというふうに判断しております。

以上です。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから議案第27号 工事請負契約の締結についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第20．議案第28号

○議長（黒川 悟）

日程第20、議案第28号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。太田社会教育課長。

○社会教育課長（太田一男）

それでは、よろしくお願いいたします。議案第28号 工事請負契約の締結について。

令和7・8年度中央公民館大ホール舞台照明設備LED化改修工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和8年6月12日提出、宇美町長安川茂伸。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町平和一丁目1番1号地内。

2、請負契約額、1億1,528万円。

3、工事請負人、住所または所在地、福岡県福岡市中央区薬院三丁目1番24号。氏名または名称、パナソニックEWEエンジニアリング株式会社九州支店。代表者資格氏名、支店長宇賀神浩憲。

提案理由ですが、令和7・8年度中央公民館大ホール舞台照明設備LED化改修工事を施工するため、令和8年4月17日に公募型プロポーザル方式により優先交渉者を決定し、随意契約により相手方を定めたので、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2ページ、参考資料1を御覧ください。

中央公民館大ホール舞台照明設備は、中央公民館建築時より47年が経過をしております。これまで部分的な修繕は行ってきたものの、全体的な更新工事を行っておらず、照明器具や吊物機構等においては老朽化が進んでおり、改修が必要となっております。また、照明電球等においても生産や販売の終了に伴い、今後は交換が難しくなります。このことから、大ホール舞台照明設備のLED化改修工事を行うものでございます。

1、工事概要としまして照明設備更新工事。舞台用照明器具63台、客席用照明器具42台、移動照明器具26台、各種フロアコンセント等一式、調光装置・操作卓更新工事一式、吊物機構装置更新工事9か所、既存機器等の撤去工事一式となっております。

3ページ参考資料2には、今回の工事で対象になる中央公民館の平面図と対象施設の写真を、4ページ参考資料の3には、改修工事後の舞台照明の全体構成図を添付しております。

恐れ入りますが、2ページの参考資料1にお戻りください。

2の提案上限価格につきましては、記載のとおりとなっております。3の工期につきましては、契約効力の発生の日から令和9年3月23日までを予定しております。

4の提案事業者は、2者となっております。

この工事につきましては、公募型プロポーザル方式で優先交渉者を決定し、5月18日に仮契約を行っているところでございます。また、本工事につきましては脱炭素化推進事業債を活用し、実施するものでございます。

最後になりますが、工事期間中、施設利用者の方々などに御不便をおかけいたしますが、契約締結後は工事業者と綿密な協議を行い、安全面を考慮して工事を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから議案第28号 工事請負契約の締結についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第21．議案第29号

○議長（黒川 悟）

日程第21、議案第29号 宇美町特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田都市整備課長。

○都市整備課長（前田友博）

失礼いたします。議案第29号 宇美町特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。令和8年6月12日、宇美町長安川茂伸。

提案理由でございますが、都市計画法による地域地区の定めのない地域において、秩序ある土地利用を誘導することを目的として、同法第19条第1項に基づき、令和8年5月15日に新たに特定用途制限地域を指定したことにより、その地域内における建築物の用途を制限するための所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

2ページから3ページ目は改正条例の本文を、4ページから6ページには新旧対照表を、7ページが参考資料1、8ページが参考資料2となっております。

改正文の内容につきましては、7ページの参考資料1により説明させていただきます。こちらの参考資料は、新たに指定しました用途地域及び特定用途制限地域の種類とその位置、そして制限内容を明記いたしております。

今回の用途地域及び特定用途制限地域につきましては、本年４月の都市計画審議会にて承認を得まして５月１５日に都市計画決定を行っているものでございますが、特定用途制限地域内における建築制限を本条例で規定する必要があることから条例改正が必要となったものでございます。

具体的には、現行の特定用途制限地域としてＡ田園居住地区、Ｂ森林共生地区、Ｃ居住地区を規定しておりますが、新たにＤ住工共生地区、Ｅ工業振興地区、Ｆ低層住居地区を追加するものでございます。

まず、ピンク色の斑点模様で示しておりますＤの住工共生地区ですが、用途地域で申しますと準工場地域をベースとして図面左側の①井野工業団地の北側で、工場と住宅地が混在している地域及び図面右側にある⑤宇美東から山の内、ゆりが丘周辺までの工場と住宅地が混在している地域となります。

次に、青色のメッシュ模様で示していますＥ工業振興地区ですが、用途地域で申しますと工場専用地域をベースとして図面右側の⑥猫石工業団地になります。

また、緑色のメッシュ模様で示していますのがＦ低層住居地区となりまして、用途地域で申しますと第１種低層住居専用地域をベースとして図面右下の④ゆりが丘団地東側、図面右側の⑦とびたけ団地南側、図面上段⑩神の手団地入口付近、ともに宅地分譲等により住宅が張りついているところとなります。それぞれの建築物の制限につきましては、資料右側の制限概要を御参照願います。

次に、参考資料２をお願いいたします。

都市計画の策定の経緯として、これまでの法定手続の流れと今後の手続を示しておりますが、施行期日として３か月間の周知期間を経て１０月１日に施行する予定としております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから議案第２９号 宇美町特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

ます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第22．議案第30号

○議長（黒川 悟）

日程第22、議案第30号 宇美町特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例及び宇美町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村上総務課長。

○総務課長（村上浩一）

失礼いたします。議案第30号 宇美町特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例及び宇美町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本案は、常勤の特別職の職員及び職員の外国旅行に係る旅費について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものです。

資料構成を御説明します。

2ページが条例の本文、3ページから4ページまでが新旧対照表、5ページに参考資料を添付しております。

改正の内容につきましては、5ページの参考資料に基づき御説明いたします。

1、改正の趣旨について。現行の両条例には外国旅行に係る旅費の支給について明確な規定がありません。そのため、海外渡航の機会が生じた際の支給根拠を明確にし、適正な運用を図る観点から所要の改正を行うものであります。

2、改正の内容について。外国旅行に係る旅費につきましては、国の旅費制度を準用し、支給基準の明確化を図ります。具体的な支給額は、国家公務員等の旅費に関する法律に定める基準を適用いたします。あわせて、旅費の種類に渡航雑費を新設し、旅券交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料等の公務に必要な経費を含めることといたしました。

3、参考例について。職員の宿泊費基準額等について。外国旅行に係る宿泊費基準額は、国や都市ごとに定められており、最高額はアメリカ・ニューヨークの6万4,000円、最低額はインドネシアのメダン及び中国の瀋陽の9,000円などとなっております。また、宿泊手当につきましても国ごとに定められており、4,200円から5,400円の範囲となっております。

事業想定例について。本町の中学生国際交流事業へ職員が随行する場合を想定いたしますと、渡航先はアメリカ合衆国ホノルル市となります。この場合の基準は、宿泊費基準額が1泊4万

7,000円、宿泊手当は1夜当たり5,400円となります。

なお、施行期日は公布の日でございます。

説明は以上です。御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから議案第30号 宇美町特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例及び宇美町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第31号

○議長（黒川 悟）

日程第23、議案第31号 令和8年度宇美町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野量久）

議案第31号 令和8年度宇美町一般会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和8年度宇美町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ3,412万4,000円を追加し、予算総額を167億8,127万円とするものです。

また、第2条では債務負担行為の補正を併せて提案します。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正は2件の追加を提案するもので、1つは粕屋南部消防組合負担金（令和7年度同意償還分）、期間を令和9年度から令和12年度まで、限度額を1,198万

4,000円と定めるものです。2つは、一本松公園駐車場ゲート運営保守管理業務委託、期間を令和9年度から令和13年度まで、限度額を1,461万6,000円と定めるものです。

それでは、歳出から説明させていただきます。

資料につきましては、6月議会議案資料綴一般会計補正予算（第1号）の4ページをお願いいたします。

この参考資料を基に本補正予算の概要説明をいたします。

2款総務費では、国が自治体に対して令和8年度中の導入を推進していますマイナンバーに子ども医療や障がい者医療のデータを連携し、マイナ保険証（マイナンバーカード）だけで病院の受診が可能となる、福祉医療及び障害者福祉システムPMH医療費助成対応業務として電算システム改修業務委託料。また、障害福祉サービス報酬改定に伴う障害福祉サービス等報酬改定対応業務として電算システム改修業務委託料。

3款民生費では、令和8年4月から地域包括支援センターが町直営となったことに伴いまして予算の組替えを行うもの。

4款衛生費では、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金の採択を受けたことによる高血圧ゼロのまちづくり関連事業の拡充を行うもの。

6款農林水産業費では、福岡県から補助率100%である農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金の交付決定があったことに伴い、持田池廃止事業に関する測量設計業務委託料。

10款教育費では、児童生徒への教職員による支援の質の向上を目的として、児童生徒アセスメント専門員派遣事業としての謝礼金、地域交流センター空調機故障による調査業務委託料などが主なものとなります。

なお、主な内訳については記載のとおりとなります。

歳出は、以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

14款国庫支出金では、障害者総合支援事業費補助金。

15款県支出金では、農業農村整備事業補助金。

18款繰入金では、農業振興事業費財政基金繰入金やふるさと応援基金繰入金の減額、財政調整基金の繰入金。

20款諸収入では、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金や包括的支援事業費の減額、介護保険ケアプラン等作成費などが主なものです。

なお、主な内訳につきましては次の6ページに記載のとおりとなります。

以上で説明は終わりますが、御審議の上、御議決——可決いただきますようお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳出歳入一括質疑と総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

異議なしと認めます。

それでは、歳出歳入一括質疑に入ります。予算書のページ数をお示しの上、質疑をお願いいたします。質疑のある方はどうぞ。4番、平野議員。

○議員（4番 平野龍彦）

予算書の23ページ上段、農業費、測量設計。持田池だと思いますけど、保有水量は2,000トンか3,000トンだったと思います。水利権者がいないということで廃止になろうかと思えますけど、これは県のため池でもあり、県の防災重点ため池でありますでしょうか。

○議長（黒川 悟）

前田都市整備課長。

○都市整備課長（前田友博）

失礼いたします。持田池につきましては防災重点農業用ため池となっておりまして、今回の持田池の設計委託また工事を令和10年度完了予定としておりますので、それが完了後は防災ため池からは外れるというような形にはなります。

以上です。

○議長（黒川 悟）

4番、平野議員。

○議員（4番 平野龍彦）

分かりました。令和10年度には県の防災重点ため池から外れるということで、現在2,000トンあるいは3,000トンの恐らくため池、水がたまっていると思います。

気になる点は、現在もそうですけど令和10年度以降、県の防災重点ため池がなくなるということは、その2,000トン、3,000トンの水が原田一丁目の下流川の住宅街に排水といいですか、排水計画について伺います。

○議長（黒川 悟）

前田都市整備課長。

○都市整備課長（前田友博）

本地域の農業水利施設、この持田池でございますが、水利組合や集落などの農業者を主体とし

た組織でため池の維持管理を行ってまいったわけでございますけど、近年の農業者の減少等に伴い、受益がなくなったことから、令和４年度に下流域の水利権放棄が提出されております。

そのようなことから、廃止に向けた協議を福岡県と行ってまいりまして、令和６年度及び７年度において予防治山事業として３基の谷止工施工をもう行っております。今後、予算可決後におきましては、本年度において井野川までの約５７０メートルについて流下能力の検討などを行いながら、安全で流下できるように設計計画を行ってまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。３番、丸山議員。

○議員（３番 丸山康夫）

まず、私も関連して持田池の件についてお尋ねします。

資料の１２ページになります。

まずお聞きしたいのが、今回測量設計業務委託の計上なんですけど、何で６月の補正予算で計上となったんですか。当初予算で組むべき案件じゃなかったのか、その辺り回答してください。

○議長（黒川 悟）

前田都市整備課長。

○都市整備課長（前田友博）

この福岡県農業農村整備事業である農業基盤保全整備事業を活用するに当たりまして、持田池廃止に伴う補助金の上限である７，０００万を確保するということが必要となりました。昨年度より福岡県と幾度も協議を重ねまして、３か年事業としての採択を受けたわけでございますけど、当初予算編成時においてはまだ３か年事業としての補助金の適用が未確定なところがございましたので、今回６月補正で計上させていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（黒川 悟）

３番、丸山議員。

○議員（３番 丸山康夫）

あと、今後の廃止計画についてお尋ねしたいと思います。持田池から下流域、ここも土砂災害警戒区域に指定されていますよね。私思い出しましたよ、本当に。下流域、平成１５年災害のときに私水路があふれて土石流が押し寄せたわけじゃないですけど、かなり下のお家のお庭まで砂が入っていたりしたんです、消毒して回ったんですね。そのことを思い出しましたけれども。

事業を実施するに当たって、さっきちょっと言われたんですけど、慎重にかつ下流域の水路の改良、こういったところがとても大事になると思うんですね。ため池があったから、そこでち

よっと1回水が入って、調整池みたいな役割も果たしていたんじゃないかなとも思いますけれども、それが廃止になるということなんで、下流域の水路の改良を含めてやっぱりしっかり実施していただきたいと思っていますが、その辺りの見通し、事業計画ここを回答していただけないか。

○議長（黒川 悟）

前田都市整備課長。

○都市整備課長（前田友博）

議員おっしゃるとおり、現状におきましてもため池の老朽化、それがもう進行しておりまして、大規模地震や豪雨等による災害でため池が決壊した場合はため池下流域に広がる住宅地に重大な影響を及ぼして人的被害等が発生する恐れが想定されております。そのようなことから、ため池を廃止し、地域防災上のリスクを除去することで周辺地域の安全安心を図ることを目的として、昨年度より福岡県と協議を重ねております。

今後、令和9年及び令和10年の2か年で導水路改修及びため池の廃止、現在のため池の水を抜きまして一部埋めたところの中に水路等を設け、そして適切に下流へ流すという機能を整備してまいりたいと思っております。

先ほど若干申しましたが、令和6年度・7年度において予防治山事業地点で3基の谷止工の施工がもう終わっております。それに伴いまして、水と土砂等の防止も今現在できているような状況でございますので、そこを含めた形で本年度で実施設計を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。9番、古賀議員。

○議員（9番 古賀ひろ子）

予算書は23ページ、事業一覧が13ページ、児童生徒アセスメント専門員謝礼金を今回予算計上されていますけれども、やはり今不登校が減少したということですが、特別支援に関わる生徒の数がかなり増えているのではないかというふうに危惧しております。こういうこの専門員さん、どういう資格を持って充てられるのか、教えてください。

○議長（黒川 悟）

藤崎学校教育課長。

○学校教育課長（藤崎 賢）

今回人材として確保しようとしている方に関しては、もともとが特別支援学校の教員をされており、また大学でもそういうことを専門にということで準教授等をされている方を、この方に充

てたいというふうを考えているところでございます。

実際に、うちの特別支援教育の研修会等でも講師として来ていただいている方、この方をこの職にということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

資料で、9ページ、10ページです。地域包括支援センター運営事業について、お尋ねいたします。

地域包括支援センターの今後の運営方針についてお尋ねしたいと思います。これまでは委託事業として実施してきましたが、今後は町の直営事業で運営されます。当面は会計年度任用職員で運営されるようなんですけれども、この状況を今後もずっと継続していくのかどうか、ここをお尋ねしたいんです。

基本的に、会計年度任用職員これは年度ごとの更新になりますから、長期間の継続事業や専門的な知識を必要な事業にはそぐわないんじゃないかなと思います。また、同一労働同一賃金の観点から会計年度任用職員で回していくということは私は避けたほうがいいんじゃないかなと思っています。

今後も継続して町直営で運営していくのであれば、職員の配置や雇用形態も考慮していくべきじゃないかなと思っています。こんなことを言うのも、本当に会計年度任用職員さんって年度で雇うんですね、翌年の補償というのはないと思います。しっかりとした人材を確保していく上でも、年度ごとの契約じゃなくてやっぱり長期間働いてもらう。そうすると、やはり町職員をきちんと配置して行く、そういったことが必要になってくるんじゃないかなと思います。

あわせて、正規職員配置するということになってくると、職員定数条例も関連してくるんですよ。今ほぼほぼ定数の上限マックスぐらいまで来てますよね。新たに包括センターに職員をきちんと配置していくってなったらこの定数条例も見直さなきゃいけないと思っています。この辺りの兼ね合い、職員定数の方針についても併せて回答していただきたいと思います。複数に渡りましたが、その辺り回答してください。よろしくお願いします。

○議長（黒川 悟）

水野健康課長。

○健康課長（水野治也）

失礼いたします。まず、今年度から議員おっしゃいますように地域包括保護活動支援センターを直営化させていただいたわけではございますが、一応これまでは委託によって、地域の実情に

応じて柔軟な対応をさせていただいてたわけですがけれども、高齢化の進展、あとは相談内容が当然複雑化・多様化しておりますので、あと権利擁護の業務でありますとか関係機関との調整とかその辺りがありまして、今回行政力をより強化していこうということで直営化したのが1つの理由と、もう1つの理由に長期的な視野に立つと、やはり人材の育成とか人材の確保というのが当然課題になってまいります。

その辺りについては今後の課題でもありますけれども、当然専門職の確保とこのノウハウの蓄積というのが重要になってまいりますので、確かに今現在は会計年度職員の方にいろいろ業務を任せておりますけれども、今後その形態がどうなるかというのは今現在この場で私が答えることはできませんが、いずれにしても人の入れ替わりでありますとか、そういったことがなると当然町民の方に対して不利益といたしますか、困難事例に対しての対応ができなくなってまいりますので、基本的には雇用の継続でありますとか処遇の改善というのは今年度も実施しましたけれども、引き続き、そういった研究というのは進めてまいりたいというふうに思いますし、今後これが直営化になるのか委託になるのかというのは今現在は分かりませんが、いずれにしてもちゃんと町民サービスの低下にならない形で運営というのは守っていききたいというふうには思っております。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

さっき、私職員定数のことも考えていかなくちゃいけないと言いましたけれども、その辺りの考えはどうなんですか。それは総務辺り、その辺りから回答がいただけると思いますけど、よろしいでしょうか。

○議長（黒川 悟）

村上総務課長。

○総務課長（村上浩一）

失礼いたします。健康課長同様、この場で具体的に回答することはできませんけれども、定数条例の改正あるいは必要な行政サービスの継続、あと人件費等々総合的に勘案しまして必要な時期に必要な対応を検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。8番、鳴海議員。

○議員（8番 鳴海圭矢）

事業一覧の8ページになってきます。情報システム共同化事業費のところ、事業概要のところでマイナンバーに子ども医療や障がい者医療のデータを連携して、マイナ保険証だけで病院に

行けるようにするシステム改修を実施するということで、だからこれは本来は子ども医療証であるとか交付を受けている手帳をその窓口で複数枚出さなきゃいけなかったものが、マイナンバーにそれらの情報を連携させるとマイナ保険証だけで済みますよという内容ではないかなと思ったんですけど、これ実際医療を受ける側の立場の意見から、複数枚こういうのを出さなきゃいけないから大変だとか、手帳を何枚も出さなきゃいけないのは面倒で大変だ、苦労していると、こういった声実際に苦情、何らかの形で受けているのかどうか、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（黒川 悟）

野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

失礼します。現在そういった複数出さないといけないから困っているとかそういった意見はございません。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

資料の11ページになります。高血圧ゼロのまちづくり事業。これについてお尋ねいたします。事業の内容については、ハイリスクアプローチとかポピュレーションアプローチということで、うみっ子健診との連動とかされますし、内容はとてもいい事業だと思っております。将来の1人当たりの医療費を削減、こういったところにもしっかりアプローチしていける事業じゃないかなと思っておりますけど、この中身の交付金、人生100年時代づくり・地方創生ソフト事業交付金、これ10分の10の活用なんです。ここについてお尋ねしたいと思います。

先ほど言ったように、交付率が10分の10ということで大変有利な補助金だと思いますが、300万円が上限いっぱいなんですか。また、継続的に使用できる補助金なのか、来年以降も使える補助金なのか、ここを2つ回答してください。

○議長（黒川 悟）

矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野量久）

失礼いたします。交付金に関しましての歳入に関してが企画財政課が受け持ちますので、こちらの私どものほうから御回答いたします。

まず300万円が上限いっぱいなのかという点に関しては、1件当たり1団体年1回、そして上限300万となっています。だから、今回の金額が上限いっぱいという形になります。

じゃあ来年以降もという点につきましては、実は昨年も同様の交付金を利活用させていただい

て、メニューはちょっと違いますけど、いろんなプランニングを担当課さんのほうでしていただいて、この交付金の採択を受けています。この交付金に関しましては、通称レインボーくじといって地域医療等振興自治宝くじ、こういったところが収益金を財源とした形で全国の地方自治体等に募集をかけてあります。ここに福岡県を通じて手を挙げて、そして採択を受けたという形になっています。

通例でいきますと、前年度の12月に申請し、そして年度末の3月に交付決定されますので、当初の予算にはちょっと間に合わないんですけど、この時期に補正なりで対応させていただくというような事業です。だから、来年も採択に目指して何か目指すべき事業があれば当然手を挙げていく形が、これは担当課さんのほうが考えられる形かもしれませんが、あるのではないかとこのように推測しています。

以上です。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで歳出歳入一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。8番、鳴海議員。

○議員（8番 鳴海圭矢）

8番、鳴海です。私は、本案に反対の立場から討論をいたします。

今回の一般会計の補正予算の内容について、様々な内容が盛り込まれております。高血圧ゼロのまちづくり事業でありますとか児童生徒アセスメント専門員謝礼金、こういったことなど、ほかにも事業の中にはその内容も十分理解できるし、賛同できる内容も確かに含まれてはおりますが、私が非常に気になったのが電算システム改修業務委託料、この事業の中でそのマイナンバーに子ども医療や障がい者医療のデータを連携させていくということで、これによってこれまで複数の交付を受けている手帳であるとか証明書であるとかそういったものが1枚にまとまると、一見すると非常に便利になるというふうにも取れますが、しかしながら情報というものは集約すればするほど漏えいした場合の被害も大きくなっていくということが想定されるわけでありまして、

またこういった電子化というのは使いこなせる人を基準に作っていくとそれ以外の不慣れな人たちが置き去りにされる恐れというものがあります。利便性の向上という目的はありますけれども、しかし、システム障害時の対応とか個人情報の保護、こういった問題についてはまだまだ大きな課題が山積みで解決されていないというふうに私は捉えております。

また、この国会で現在審議されている個人情報保護改正案の中では、ＡＩ開発やビッグデータ活用を進めるために本人の同意なく個人データを企業に提供できるようにする特例が盛り込まれております。こういった個人データの中には、病歴であるとかほかにも本来はプライベートにしておくべき大事な重要なセンシティブな情報も含まれるというふうに聞いております。こういったことについて、専門家の間から、例えば京都大学の黒田教授が特例について強い言葉で批判されたということで、黒田教授は医療情報活用の第一人者であります、その教授が国民の信頼を損ね、むしろデータ流通を阻害するという懸念があるというふうに言っております。

今回の事業もこの流れの一環としてこの事業を行われているというふうに私は考えておりますので、そういったことからデジタル化に不慣れな人への配慮でありますとか、またあるいは自治体負担の増加などのこういった課題が十分解決されたとは言い難いと。こういったことから、この情報システム共同化事業費が盛り込まれた一般会計補正予算案に対しては私は反対というふうにしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川 悟）

次に、原案に賛成者の発言を許します。２番、安川議員。

○議員（２番 安川禎幸）

２番安川禎幸です。今回の一般質問、私は実は自治体ＤＸについて一般質問を行っているところで。やはり今マイナンバー制度をはじめ、事務の効率化あと経済的な側面、利用の利便性、そういったところからＤＸ化が進められているわけです。

私は、実は役場に４０年在職しておりまして、ほとんど住民課で主に医療とか年金とかそういった窓口事務をしてきたわけですが、当時の事務というのは昼間窓口に来られる、手書きの申請書を受ける、それを手計算で計算して、あと証票もまだ電子化する前は１枚１枚手書きで一十何万円なりとか証票を作りまして、それで決裁を回すと。非常にアナログのそこから始めたわけでございます。

結果どうだったかと言うたら、昼間は窓口でお客さんがいっぱい来られる、それを時間外で処理するしかない。必然的に時間外業務が増えまして、あんた役場に住んどっちゃんいとなと言われるぐらい時間外をしていたというところです。

あとあったのが、よく医療機関との連携のミスです。保険証、医療証、限度額認定証、いろい

ろな書類を持っていますので、やっぱり本人さんも全部持っていなくて、1つでも忘れたら金額が違ってきます。その辺の連絡調整、それに物すごく時間が取られまして本当役場が、一例、例えばですけどブラック化している1つの原因だったのかなと。これは絶対解消せないかんというふうに私は常々思っていました。

こういうDX化というのは、そういうふうな事務のやり取りの効率化とか、あるいは職員の負担の軽減、あるいは病院窓口の事務の軽減、そしてひいて言えば利用者の方の利便性に飛躍的に向上するというふうに私は考えておることです。これは、絶対に私は進めなくてはならないというふうな意見を持っております。

以上の理由により、賛成とさせていただきます。

○議長（黒川 悟）

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

これで討論を終わります。

これから議案第31号 令和8年度宇美町一般会計補正予算（第1号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第24. 報告第1号

○議長（黒川 悟）

日程第24、報告第1号 債権放棄の報告についてを議題とします。

報告を求めます。矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野量久）

報告第1号 債権放棄の報告についてでございます。

宇美町債権管理条例第17条第1項の規定により別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

3ページを御覧ください。

宇美町債権管理条例第17条第1項では、非強制徴収公債権及び私債権について債権を放棄できる事由として、第1号の生活困窮から第7号の消滅時効までの7つの事由を規定しています。

ページ戻りまして、2ページを御覧ください。

債権所管課は上下水道課、債権名が水道使用料金及び量水器使用料金で、債権放棄決定日は3月24日です。

債権放棄事由は一番右の第7号消滅時効で、件数は88件、金額にして155万2,340円となっています。これは令和2年4月から令和3年3月までの令和2年度調定分で時効が到来し、回収が見込まれない水道使用料金と量水器使用料金についてまとめて債権放棄したものとなります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（黒川 悟）

本件については、宇美町債権管理条例第17条第2項に基づく債権放棄の報告ですが、特に質疑があれば許可します。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。

報告第1号 債権放棄の報告についてを受理します。

○議長（黒川 悟）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

12時00分散会
